

## 第6回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

### 第6回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成22年7月16日（金）15：00～16：00

開催場所：全国町村議員会館会議室

出席者：岩村委員、池田委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員(代理木上)、  
佐々木委員、清水委員、田中委員、三木委員（五十音順）

議 題： 1. 平成21年度の決算【船員保険事業】について  
2. その他

岩村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回船員保険協議会を開催いたします。

きょうの出欠状況でございますが、田付委員、野川委員、そして小坂委員よりご欠席というご連絡を頂戴しております。

また、小坂委員の代理としまして、きょうは社団法人大日本水産会漁政部次長の木上様にご出席をいただいております。代理ということでございますが、ご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

では、よろしく願いをいたします。

小坂委員（代理木上） よろしく願いします。

岩村委員長 それでは、委員の交代の連絡、本日の資料の確認ということにつきまして、事務局のほうからお願いをしたいと思います。よろしく願いします。

神田次長 まず、委員の交代についてご報告いたします。

高橋委員が6月25日付で退任され、後任として全日本海員組合国際・国内政策局長の池田委員が同じく6月25日付で委嘱されておりますので、ご紹介いたします。

池田委員 海員組合の池田でございます。よろしく願いいたします。

神田次長 また、本日はオブザーバーとして、厚生労働省保険局よりご出席をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日、お手元にお配りさせていただいております資料は、

船員保険協議会委員名簿

資料1－1、平成21年度全国健康保険協会決算報告書の概要【船員保険勘定】。

資料1－2、平成21年度決算報告書【船員保険勘定】。

資料1－3、平成21年度財務諸表【船員保険勘定】。

資料1－4、平成21年度事業報告書【船員保険事業】。

（参考資料）、関係条文。

資料 2-1、船員保険被保険者証の切替えについて。

資料 2-2、船員保険の準備金の運用について。

資料 2-3、保健・福祉事業のあり方に関する検討作業チームの開催等について。

資料 2-4、船員保険のシンボルマークの募集について。

資料 2-5、サービススタンダードの達成状況。

(報告資料)、船員保険被保険者証の切替えに係る事務処理誤りについて。

なお、別途、厚生労働省より資料が提出されております。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 資料のほうは、皆様、お手元におそろいでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元にございます議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

最初の議題は、平成21年度の決算【船員保険事業】についてということでございます。まず最初に、事務局のほうから、資料が今ご説明ありましたように提出されておりますので、この平成21年度の決算【船員保険事業】についてのご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

神田次長 それでは、まず、資料 1-1 をごらんください。

平成21年度の船員保険勘定の決算報告書の概要でございます。健康保険協会が国から船員保険事業を引き継ぎました、平成22年1月から3月までの3カ月間の決算になります。決算報告書は船員保険勘定の収支の状況を予算との対比で示したものでございます。

まず、収入につきましては233億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が129億円、収入全体の55.4%になります。承継保険料が74億円で31.8%、疾病任継保険料が6億円、国庫補助金・負担金が9億円、職務上年金給付等交付金が13億円などとなっております。

支出のほうでございますが、準備金繰入を除きまして146億円となっておりまして、その主な内訳は、保険給付費が78億円で支出全体の53.4%になります。それから、後期高齢者支援金等の拠出金が41億円で28.4%、介護納付金が11億円、業務経費・一般管理費が16億円などとなっております。

続きまして、下の表をごらんいただきたいと思います。まず、収入でございますが、保険料等交付金と承継保険料、この2つにつきましては国から交付されたものですが、予算と比べまして保険料等交付金が27億円の減、一方、承継保険料が44億円の増、2つ合わせますと17億円の増でございます。これが収入増18億円の主な要因となっているところでございます。その他、疾病任継保険料が2億円の増となっております。

支出につきましては、保険給付費が2億円の増、業務経費・一般管理費が4億円の増、あわせて6億円の支出増でございます。

以上の結果、21年度決算におきましては、収支差87億円の準備金繰入となります。

これを21年度予算と比較いたしますと、予算では74億円の準備金繰入を見込んでおりま

したので、収支差としては13億円改善されたこととなります。

なお、21年度を通じた全体の収支状況につきましては、さらに国の決算を踏まえる必要がございます。

続きまして、資料1-2をごらんください。1-2の裏面のほうでございますが、決算報告書でございます。ただいまご説明いたしました概要と同じベースでございますが、収入、支出の科目の詳細が記されております。

まず、収入のほうでございますが、予算と決算の差が18億円の増ということで、備考欄のほうに主な増減要因を記載しているところでございます。保険料等交付金の27億円の減につきましては、国からの交付額の減少によるものですが、国の決算が確定した段階で追加交付があると聞いているところでございます。それから、承継保険料44億円の増につきましては、国から承継された保険料が増えたわけですが、これは予算を組んだ際に多少厳し目に見ていたことと、昨年暮れに国有財産の売り払い代金が入ってきましたので、これらの影響によるものでございます。それから、次の疾病任継保険料の増は、被保険者数が予定より増えたためでございます。その下の国庫補助金の減につきましては、特定健診・保健指導の対象者が予定より少なかったための補助金の減でございます。

支出のほうでございますが、保険給付費2億円の増につきましては、療養の給付、いわゆる現物給付分が増えたことによるものでございます。それから、業務経費の中で保健事業経費1億円の減となっておりますが、これにつきましては健診実施率等が見込みを下回ったことによるものでございます。それから、福祉事業費6億円の増でございますが、特別支給金と雇用調整助成金の増によるものでございます。準備金繰入13億円の増は収入の増によるものでございます。

以上が決算報告書でございます。

続きまして、資料1-3でございます。

財務諸表でございます。1ページ目に貸借対照表がございますが、ちょっと順番を変えさせていただきまして、初めに3ページからの損益計算書をごらんいただきたいと思います。

損益計算書の、まず4ページ目の上から5行目になりますが、経常費用合計で136億円、それから同じページの下から5行目に経常収益がございますが、合計で156億円となっております。差し引きまして当期純利益は20億円ということになります。

この損益計算書上の純利益20億円につきましては、先ほど決算の概要で説明いたしました収支差87億円とは異なっております。これにつきましては、損益計算書というのは企業会計原則に基づきまして費用と収益を計上したものであり、収支ベースで見た決算報告書と比較いたしまして、例えば承継保険料が計上されていないとか、損益ベースでは発生主義をとっておりますので、診療報酬や拠出金などにつきまして収支ベースとの費用の計上時期が異なっていること、あるいは損益ベースでは減価償却費や各種引当金を計上していること等の相違点があるためでございます。

続きまして、1 ページ目にお戻りいただきまして、貸借対照表をごらんください。

22年3月末現在で、まず資産の部でございますが、流動資産合計は348億円でございます。主な内訳は、現金及び預金が307億円、未収入金が50億円。この未収入金につきましては、大部分は4月に入ります保険料等交付金及び職務上年金給付費交付金でございます。

次に固定資産でございますが、合計で5億3,000万でございます。

流動資産、固定資産を合わせた資産の合計は354億円となっております。

次のページでございますが、負債の部でございます。流動負債は合計で33億8,000万円でございます。主な内訳として、未払金が31億4,000万円。未払金といたしましては、4月当初に支払う拠出金や介護納付金などがございます。その下に前受交付金というものが5,000万円計上されておりますが、これにつきましては国から交付されました介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのがございまして、いわゆる介護報酬の引き上げに伴います国からの補助金でございます。その下の前受収益につきましては、疾病任継保険料の前納分でございます。

次に、固定負債でございますが、合計で3億6,000万円でございます。主な内訳として、退職給付引当金が3億5,500万円、その他長期リース債務などがございます。

流動負債、固定負債を合わせた負債合計は37億円となっております。

その次が、純資産の部でございます。まず資本金は、船員保険事業移管時の政府出資金でございます。4億6,000万円となっております。次に、船員保険法124条の準備金でございます。これにつきましては、船員保険事業移管時に国から承継いたしました積立金でございますが、238億円となっております。その次に、承継調整積立金というものを計上しております。これにつきましては、国から承継した資産と負債、資本金の差額として開始貸借対照表に計上されております53億円を計上しております。その次の当期末処分利益でございますが、損益計算書で計上されました当期純利益の20億円を計上しております。

以上の結果、純資産の合計は316億円、負債・純資産の合計では354億円となっております。

続きまして、飛びますが5 ページ目になります。キャッシュ・フロー計算書、現金の出入りを示す書類でございます。現金の出入りを業務活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに分類いたしまして、これらを集計いたしますと、下のほうでございますが、当期の資金増加額は307億円となっております。資金の期末残高も同額の307億円でございます。これは先ほどの貸借対照表の現金及び預金の307億円と一致しているところでございます。

続きまして、6 ページが利益の処分に関する書類でございます。まず、当期の未処分利益ですが、損益計算書及び貸借対照表に計上した当期純利益20億円でございます。次に承継調整積立金取崩額でございますが、これは先ほど貸借対照表にも出てまいりましたが、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の附則第5条第2項の規定に基づきまして、平成21年度の利益又は損失の処理に際してその全額を取り崩すとされているところでござ

います。この取崩額として53億円を計上しております。その結果、当期純利益の20億円と承継調整積立金取崩額の53億円の合計73億円につきまして、準備金として積み立てられることとなりますが、その結果、船員保険法124条の準備金残高は312億円弱となるところでございます。

次の7ページ目以降は注記事項及び附属明細書になります。

これらにつきましては、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令において定められた様式等に基づいて作成したものでございます。説明のほうは省略させていただきます。

財務諸表の説明は以上でございます。

続きまして、資料1－4でございます。

平成21年度の事業報告書でございます。まず、3ページ目に第1章として協会の基本理念、それと下のほうに、平成21年度の事業計画に基づきます船員保険事業の運営方針でございます。それが4ページまで運営方針を記載しております。

それから、5ページ目から加入者、船舶所有者の動向や医療費等の動向について記載しております。まず、被保険者数でございますが、21年度末現在で6万848人で、前年度末に比べて1,020人、1.6%の減でございます。被扶養者につきましては7万9,663人で、前年度末に比べて2,603人減少しております。平均標準報酬月額は、39万1,000円で、前年比0.9%の減。また、平均標準賞与月数につきましても1.17カ月で8.6%の減となっております。船舶所有者の数につきましても6,066ということで、前年比89減少しております。

なお、図表2－1のほうに過去10年間の加入者数等の推移を記載しておりますが、ごらんのとおり、被保険者、被扶養者とも年々減少してきている状況でございます。

次、(2)の医療費等の動向でございますが、21年度の医療費総額は259億円で、前年比1.4%の減でございます。6ページになりますが、このうち保険給付費は248億円、内訳として、医療給付費202億円、現金給付費47億円となっております。加入者1人当たりで見ますと、医療費総額は18万2,245円となりまして、前年度と比べまして1.3%の増加となっております。

一方、協会が取り扱っております21年度の年金給付費でございますが、42億円で、前年比5.7%の減となっております。年金受給者数は2,257人、特別支給金のみの受給者は7,678人となっております。

続きまして、7ページからは第3章として船員保険事業の概況でございます。船員保険事業が22年1月から協会に移管されまして、組織やシステムが一新する中、これまでの業務・サービスが切れ目なく円滑に加入者の皆様に提供できるよう、保険証発行や現金給付支払業務に重点を置いた体制で臨んできたところでございます。

しかしながら、事業の移管が年末年始を挟んで行われたこともございまして、未処理申請書の引き継ぎや移管業務が重なったために、移管当初は現金給付の支払いや保険証の発行に遅れが生じまして、加入者の皆様にご迷惑をおかけしたところでございます。

なお、現在につきましては、関係各方面のご協力を得まして、全体としては事業が軌道

に乗りつつあります。今後は、加入者、船舶所有者の皆様の利益の増進を図ることができるよう全力で取り組んでまいります。

その下の（１）の保険運営の企画・実施でございますが、保険給付費の適正かつ確実な支払い、あるいは加入者の疾病予防や医療費適正化、ホームページを活用した情報提供、広報の充実に取り組んでまいりました。

なお、４月からは協会ホームページに船員保険マンスリーコーナーを設置し、毎月船員保険に関する情報提供を行っているところでございます。

④の安定的な財政運営の確保では、21年度決算の状況も踏まえまして、船員保険制度を安定的に運営していくためには財政運営の状況を適切に把握・検証することが必要であると考えているところでございます。

続きまして、８ページになりますが、⑤の業務・サービスの円滑な移行ということで、先ほどもご説明いたしましたように、これまでの業務やサービスが切れ目なく提供できるよう、円滑な業務、システムの移管に努めてまいりました。

しかしながら、例えば疾病部門の現金給付につきましては、国から引き継いだ未処理の申請書の早期の処理、これを目標に業務を行ってまいりましたが、これまで全国の社会保険事務所等では事務処理を手作業で行っておりました関係で、紙の給付台帳を引き継ぎまして過去の給付記録を目視で確認しなければならない等、こういったことから処理に時間を要しまして、移行当初は支払いに遅れが生じてしまいました。

今年度につきましては、サービススタンダード、15営業日以内を定めまして、迅速な給付処理を行うこととしております。

それから、国から引き継ぎました職務上年金等の支払いにつきましては、最初の２月の定期支払いで144件の振込み不能が発生いたしました。受給者の方々に連絡をとり再振り込みを行うことができました。

また、保険証の発行につきましては、移行当初は未処理申請書の処理により時間がかかっておりましたが、現在につきましては、５営業日ほどで交付しております。

また、これまで全国の社会保険事務所等において実施してきた船員保険業務を本部一括処理としたところでございますが、加入者の皆様方への周知・広報が至らず、制度が変わって相談・届け出の窓口がわかりづらいなどのご意見をいただきました。これにつきましては、きめ細かな周知・広報など改善に努めていくこととしております。

次の（２）の、船員保険給付等の円滑な実施についてでございますが、９ページには現金給付の支給状況について過去５年分を表にしております。

それから、10ページになりますが、③の各種申請書等の受付体制の整備につきましては、申請書につきましては原則、船員保険部への郵送をお願いしておりますが、各支部窓口での受け付け、あるいはどの地域からでも市内通話料金でご利用いただける相談ダイヤルを設置いたしまして、できるだけご不便をかけないように努めているところでございます。

それから、④のレセプト点検の効果的な推進でございますが、業務につきましては東京

支部で行っております。21年度3カ月間の効果額につきましては、図表3-2のとおりでございますが、22年度におきましてはさらに充実強化を図ることとしております。

次の(3)の保健・福祉事業の着実な実施では、これまで事業を受託しておりました財団法人船員保険会及び社団法人日本水難救済会に、引き続き事業を委託したところでございます。11ページに21年度の健診・保健指導の受診率を載せておりますが、被保険者の生活習慣病予防健診では34.1%、被扶養者の特定健診では8.9%とまだまだ低い状況でございます。

22年度におきましては、これらの健診実施率向上のために、受託先である船員保険会とも連携をとりながら効果的な対策に取り組んでいく所存でございます。

なお、これらの事業を含みます保健・福祉事業のあり方につきましては、船員労使関係者で構成する検討作業チームを設けまして、検討作業を実施することとしております。

最後に12ページに、21年度の総括と課題ということでもとめさせていただきます。

年度の途中21年1月で協会に事業が移管されました。本部一括方式、あるいはシステム刷新が行われたということもありまして、移管当初は業務やサービスを切れ目なく円滑に提供することや、移管業務や未処理申請書への対応等が大きな課題でございました。

22年度につきましては、船員保険事業の安定的な運営基盤の早期の確立を目標に、保険者機能の強化やサービス向上のための取り組み、組織や業務の改革など、着実に事業を実施してまいります。

以上が決算報告書、財務諸表及び事業報告書の決算関係の一連の資料でございます。

最後に、協会におきましては、監事及び会計監査法人の監査を受けることが法律上決まっております。また、監査法人からは本日の決算書類について適正である旨の報告を受けております。また、監事の監査におきましても監査法人の監査結果、財務諸表の表示、また事業報告書の記載内容等につきまして適正である旨の報告を受けております旨、申し添えます。

決算関係の説明は以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました平成21年度船員保険事業の決算、その他につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

清水委員、どうぞ。

清水委員 乗り出しの21年度の第4四半期ということで、黒字決算ということで順調に滑り出したかなと思っておりますが、国有財産の売却代金の承継といったようなこともありまして、そういう特殊要因もあつてのことかなと、決して楽観はできないものだというふうにとめておるところです。

特に、今後、被保険者の年齢構成が大きく変わっていくということが想定されておまして、この年齢構成が大きく変わるもののインパクトですね、これが今後どういうふうにあらわれてくるのかということについては、かなり注意していかなければならないかなと

いうふうに考えております。平均年齢が下がれば罹病率が下がって、もしかしたら給付費が軽減されるということになるかもしれませんが、逆に標準報酬月額が低下して収入的にはかなり厳しくなるということが、もしかしたらあるかもしれない。それに伴って療養の費用が並行して下がっていけばバランスがとれるんでしょうけれども、療養の特性というんでしょうか、必ずしも報酬月額が下がれば療養費も下がるという関係ではございませんので、もしかしたら、急激に収支バランスが悪くなるということがないとは言えないというふうに思います。

そこで、収支の両面にわたって中期的な見通しを持ちながら、なおかつ、船員保険のサービスのクオリティの向上といったことといかに両立させていくのか、そこが大きな問題かなというふうに思っております。ぜひ、中期的な視点でもって、今後健全な財政運営ができるようにお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、具体的な点なんですけれども、先ほどご説明がありました任継の件ですね、これが急激に増えているという傾向がございまして、これは今後も恐らく継続して増えていくのかなというふうに思います。ということになりますと、この任継の部分だけでも収支バランスがどんなふうになっているのか見えるような工夫がもしできるのであれば、ご検討いただければというふうに思います。

それと、これはもう協会けんぽさんの手から離れていることではありますけれども、保険料の収納ですね、どうも収納率が余りよくない。さまざまな要因があろうかとは思いますが、また年金機構のほうにその役割が移行されておりますので、直接の問題ではございませんけれども、連携をとってその収納率の向上のために何ができるのかといったことについてもぜひお考えいただければというふうに思います。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。

1点目はご意見というか、ということだと思いますし、おっしゃることはよくわかりますので、また協会のほうでもその点を踏まえながら今後の運営についてご検討いただければと思います。

2点目については、任継の傾向と今後の検討方向ということで、もしできましたらちょっとお答えいただければと思うんですけれども。

では、高原理事、お願いします。

高原理事 2点目につきましては、ちょっと宿題として受け取らせていただいて、ということが可能か工夫をしてみたいと思います。

岩村委員長 よろしくお願いします。

保険料のほうは、私、たまたま日本年金機構のほうもちょっと関係しているんですが、確かに収納率が落ちているということで向こうさんも大変気にかけているところであります。

一つは、やっぱりこの景気の悪さで、やっぱり徴収、収納事務が非常に難しくなってい

るということと、それから、もう一つは、例の記録問題に非常に手間がとられていて、そのほかのところはどうしても手がいかないと。大分解消はされてきているみたいですが、その問題がもう一つあると。あともう一つの問題は、年金機構設立のときに結構ベテランの人が社会保険庁から日本年金機構に来ないでやめちゃったと、そういうような問題とかということが関係して、収納率が落ちているということをおっしゃってはいますね。

徐々にいずれにしろ改善はできていく問題ではあると思いますが、より突っ込んで考えると、要するに社会保険料というものの自体を納めようというインセンティブがひよっとすると下がってきているという、それ自体は、もしそうだとすると非常にゆゆしきことではありますけれども、そういうものもひよっとすると背景にあるのかもしれないが、これはまた別途考えていくことかなというふうには思っています。

よろしゅうございましょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。

特段ございませんでしょうか。

それでは、平成21年度の決算報告書、財務諸表及び事業報告書につきましては、この協議会といたしまして了承するというにしたいと存じますけれども、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから今後の手続についてご説明いただきたいと思えます。

神田次長 本日お諮りいたしました「平成21年度決算【船員保険事業】」につきましては、来る7月26日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対し承認申請を行うこととなります。

岩村委員長 ありがとうございます。

そういうことであるということで、ご承知おきをいただければと思えます。

それでは、2番目の議題ということになります。議事次第ではその他ということになっております。

前回の協議会での審議の以降の船員保険事業の実施状況ということでございまして、事務局のほうから、資料の2-1から報告資料というものまでについてのご報告をまずいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

神田次長 それでは、まず資料2-1をごらんください。

保険証の切替えについてでございます。従来の紙の保険証から1人1枚のプラスチックカードへの保険証の切替えを進めておりまして、一般の加入者につきましては、去る7月1日から9日までの間に、順次、船舶所有者あてに送付いたしました。最終的には、ここにございますように、4,437船舶所有者に対しまして9万7,446枚送付したところでございます。これにあわせまして高齢受給者証の切替えも実施したところでございます。

また、疾病任継の被保険者の方につきましては、この後7月末ごろに新しい保険証を発送する予定でございますが、枚数につきましては被扶養者も含めて約2,700枚を予定しているところでございます。

なお、この保険証の切替えに関連いたしまして、事務処理誤りがちょっと発生いたしましたので、あわせてご報告したいと思います。

恐縮でございますが、一番最後のほうにございます報告資料というのをごらんいただきたいと思っております。

まず1点目は、高齢受給者証の送付誤りでございます。事象でございますが、7月1日に新たな高齢受給者証を船舶所有者あてに送付した際に、後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳以上の者170名に対しまして、高齢受給者証を作成して誤って送付したものでございます。7月2日に船舶所有者からの照会により判明いたしました。

この原因といたしましては、75歳以上の者であっても、例えば海外に居住する方とか例外的な場合には後期高齢者制度の適用を受けないということから、システム上は75歳以上の被保険者であっても高齢受給者証を作成できる仕組みとしているところでございます。

今般の切替え時の一括作成におきましては、こういった例外に該当しない者につきましては、必要がないので引き抜き作業を行う必要があったところでございますが、75歳以上の者については高齢受給者証が作成されないというふうに勘違いいたしまして、引き抜き作業を行わなかったと、こういったことが原因でございます。

対応といたしましては、7月2日に誤って送付いたしました154船舶所有者に対しまして、おわびと高齢受給者証の返送依頼文書を送付したところでございます。

なお、参考でございますように、現在75歳以上で高齢受給者証の必要な方というのはございません。また、今回誤って送付した受給者証につきましては既に有効期限が切れておりまして、医療機関等で使用されるおそれはないと考えているところでございます。

続きまして、この裏面になりますが、2点目は保険証の切替えの送付文書についての電話番号の記載誤りでございます。誤った番号を記載した文書、総計で1,669件、誤って発送いたしました。

なお、幸いなことに誤った電話番号は現在使われておりませんということでした。

原因といたしましては、単純に文書作成時の確認ミスでございまして、対応といたしましては、5日以降に送付する文書については差し換えを行ったところでございます。

なお、ここにごございます理由により、誤った文書を送付した船舶所有者の方々への個別の連絡は行わないこととしたところでございます。

以上、2点、事務処理誤りが発生いたしました。船舶所有者及び加入者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

なお、これらの事案につきましては、当協会のホームページにおいて既に公表しているところでございます。

続きまして、資料2-2をごらんください。

船員保険の準備金の運用でございます。準備金の運用につきましては、2月の船員保険協議会での合意を踏まえまして、協会のほうで運用に関する基本方針を策定の上、委託機関の公募を行い、委託先を決定し、運用を開始したところでございます。

当面200億円を国債の持ち切りということで、各年限の国債を均等な割合で持つラダー型運用としております。期間は5年間としております。委託先は、みずほ信託銀行でございます。毎年度の運用結果につきましては、当協議会にご報告することとしております。

続きまして、資料2-3でございますが、保健・福祉事業のあり方に関する検討についてでございます。

関係各団体のご推薦、ご協力を得まして、1にございますようなメンバー、それから協会事務局による作業チームを立ち上げたところでございます。

第1回目のワーキングは、去る6月21日に開催いたしまして、保健・福祉事業の概要の説明、それからワーキングの今後の進め方につきまして意見交換をしたところでございます。次回からは、事業実施者からのヒアリングや現地視察など、事業の実施状況の調査、あるいは利用者の意見を集約いたしまして、作業チームとしての検討を行いまして、順次協議会のほうにもご報告してまいりたいと思っております。

次に、資料2-4でございます。

シンボルマークの募集でございます。今年度の事業計画にも載せさせていただきましたが、協会が国から船員保険事業を引き継ぎ、あわせて昭和15年に船員保険法が施行されてからちょうど70年の節目ということもございまして、船員保険制度をできるだけ多く皆様の身近なものとして、新たな制度にふさわしいシンボルマークを募集するものでございます。

既に6月初旬に募集を開始いたしまして、協会のホームページへの掲載、関係団体の機関紙、さらには雑誌の「公募ガイド」などに募集要項を掲載しているところでございます。既に何件かの応募があったところでございます。8月末には募集を締め切りまして、選考委員会で選考した上で10月には結果を公表したいと考えております。

なお、選考に当たっては、協会役員のほか、外部の有識者にもお願いしております。

表彰につきましては、採用品と佳作作品の1点ずつを選考して、それぞれ表彰状、賞品を授与することとしております。

続きまして、資料2-5でございます。

サービススタンダードの達成状況でございます。サービススタンダードにつきましては、今年度の事業計画におきまして、申請書の受付から給付金の振り込みまでの期間を当面15営業日と定めまして、上半期から段階的に向上し、下半期には100%達成を目標としております。

4月から6月支払いまでの3カ月間の状況でございますが、例えば給付のほとんどを占める傷病手当金について見ますと、4月でいえば達成率は22.8%で平均所要日数は22.95日ということでございましたが、5月には達成率45.3%、平均所要日数17.24日、6月に

は達成率91.1%、平均所要日数10.75日と、月ごとに大幅に改善してきております。給付全体で見ましても6月は達成率91.1%、平均所要日数10.52日でございますので、下半期の目標達成に向けて努力しているところでございます。

なお、次のページ以降は、達成率の月別推移、それと、その次は平均所要日数の月別推移をそれぞれグラフにしたものでございます。

以上、報告事項でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたそれぞれの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 さまざまな活動に敬意を表したいと思います。

船員保険のシンボルマークですけど、ホームページなんかも私、見させていただきまして、私は個人的に非常にわかりやすいホームページかなというふうに思います。

まず、前の委員会でも申し上げましたように、船員が必ずしもホームページを見るチャンスというのは少ないんですけれども、休暇中だったり、あるいはその家族が触れ合う機会というのは広報紙とあわせて充実をさせていただきたいなというふうに思います。

そこでシンボルマークの募集も大々的に出ていましたし、我々のほうもそれなりに広報というか、こういう募集をしているよというような話をしています。8月末で締め切りということですが、現時点で応募があるのか、もしそういう状況がございましたら教えていただきたいなと思います。

以上です。

岩村委員長 お願いします。

神田次長 これまでのところ10点応募が来ております。ちょっと、まだまだと思っておりますが。

岩村委員長 海員組合さんのほうも、ぜひまた、キャンペーンとまではいかななくても、特に夏休みに入ってお子さんもいろいろできることかと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。それでは、どうもありがとうございました。

そのほか、何かご意見、ご質問等があればですが。

では、清水委員、どうぞ。

清水委員 2件ございます。

1つは、1年を超えて長期に操業する漁船に乗っている乗組員というのが相当数おります。こういう乗組員については、多くの場合、歩合給制度が適用されているわけです。賃金項目でいうと、生産奨励金というように呼んでおりますけれども、この生産奨励金の取

り扱いが、労働保険の給付基礎日額の算定に当たりまして、船員法だとか船員保険法とはかなり異なる取り扱いにどうもなりそうだと。あるいはもう既になっているのかもしれませんが、そういうお話を聞きました。

もしそのように取り扱われますと、船員法の災害補償水準、あるいは従前、船員保険法で補償しておりました、災害補償の水準を担保できないというケースが生じ得るという問題が出てまいります。これは実際に出るのかどうか、まだちょっと確定はしてしないと思えますけれども、仮にそういうことが実際に起こり得るといたしますと、これはこれで大きな問題になりかねないというふうに心配しております、そうならないように厚生労働省の保険者には検討をお願いしているところでございます。

船員保険部におかれましても、ぜひ厚生労働省と連携をとっていただいて、当初、統合に当たって大前提になっていた、水準的にはイコールのものにして移すという視点に立って適切なお対応をお願いしたいというふうに思います。

それから2点目は、今、田中委員が触れましたけれども、ホームページは僕も大変いいなと思っております。親しみの持てるようないろいろな工夫がなされているなと思っております、「飯田橋だより」だったですかね、毎月楽しみに心待ちにしております。署名記事だからなかなか調べて書くのは大変だろうなと思えますけれども、大変意欲的な試みだというふうに思っております。ぜひ続けていただきたいと思えます。

以上です。

岩村委員長 2点目はご意見ということでございます。

1点目のほう、何か、今の時点で事務局のほうで答えになるようなことはございますでしょうか。

大内委員、どうぞ。

大内委員 今の清水委員の話をちょっとわかりやすく補足したいと思いますけれども。

生産奨励金。漁船の場合は、歩合給がもうほとんどでございまして、1年を超えて操業する船舶、これは1年半かかって日本に帰ってきて、そこでとってきた魚を市場で売却して水揚げ高幾らと、1年を超えて、1年半で何億という水揚げが多分出てくるんですね。そうすると、その間のいわゆる乗組員家族の生活というのは家族送金ということで、水揚げに見合うような形にはなっていないんですね。例えば月15万だとか20万、20万までいくかどうかわかりません。遠洋マグロ漁船では特に中小漁業者が多いものですから、水揚げしないと会社に金が入ってこないものですから、家族送金は毎月借入れをして送金をしていくということから、実は非常に少ない額の家族送金となっています。最終的に水揚げ、その時々相場によって水揚げ高が大きく増えたり減ったりと、こういう状況になって、1年を超えての漁業をやりますとそういう状況が生まれてくると。そういう中からさっきの問題が出てくると、こういうことではございますので、ぜひその辺のところは考慮していただき、適正に反映されるような形で取扱っていただきたい。

従来どういうことをやっていたかということではございます、従来のやり方でやっていた

だかないと、何かあったときにはもう全然その水準まで達しないと、こういう話になりますので、ひとつその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとすみません、発言したついでで、私のほうからも1点、別な問題でよろしいですか。

岩村委員長 はい、どうぞ。

大内委員 きょう、厚生労働省資料というのがちょっと……

岩村委員長 それはまた後ほど、この後で。

大内委員 そうですか。

岩村委員長 じゃ、清水委員の1点目のところ、何か今の時点で事務局のほうで、では、保険課長、お願ひします。

吉田保険課長（厚生労働省） オブザーバーとして参加させていただいております保険課長でございます。

清水委員の1点目のご質問につきましては、かねてこの会議でも同様の問題指摘を頂戴したかと思ひますし、その際にも申し上げましたように、それぞれ支払われている金銭がどのような性格のものかということをしきりと整理をし、現状として私どもも含めて制度担当部局と実際に保険者として運営されています協会けんぽさんとの間で認識を正しくし、かつ労災保険などとの整合も図りながらと対応したいという状態で、課題と申しませうか、問題提起に対してお答えしたと記憶をしております。

重ねてのご指摘でもござひますし、これまでどのような性格のものかについて、ここは関係者の間でコミュニケーションをよくしながらまずその認識をそろえた上で、それに沿った運用を保険者として協会けんぽにお願ひするという段取りかと思ひます。先ほどのご発言は、厚生労働省との間の協議あるいは検討ということを踏まえた上で、保険者たる協会けんぽさんに対してのご意見という側面もあったかと思ひますけれども、制度の問題は制度の問題として、私ども、この場を離れてまたいろいろときちとお話をさせていただき、先ほどおっしゃいましたように、今回の船保法の改正の趣旨とそれぞれの法律に求めております制度、そしてその労災を含めて関係制度との整合性というものを考えながら整理をし、また関係者の方々とはお話をさせていただきたい。それを踏まえてまた協会けんぽの保険者としてのお取り組みについてもお願ひしたいと思ひておりますので、そのような形で受けとめさせていただきたいと思ひます。

岩村委員長 では、厚労省のほうでもよろしくお願ひをしたいと思ひます。

そのほか、いかがでござひませうか。

よろしゅうござひませうか。

それでは、その次としまして、厚生労働省のほうから資料のご提出をいただいておりますので、それにつきまして保険局のほうから報告をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

吉田保険課長（厚生労働省） 重ねてお許しください、保険課長でございます。

本日この場でお時間をいただくことを感謝申し上げます。

お手元の資料。ご案内の方も多いかと思いますけれども、2枚目、下のページで1ページとございますように、福祉センターの関係につきましては、先ほど議題のほうでご報告がありましたように、協会が保険者としてヘルス、福祉事業のあり方についてご検討を始められたということを一方で承知しながらも、そもそもこの「今後の福祉センターのあり方について」というのは、社会保険庁当時、そして社会保険庁から協会けんぽに保険者として移るときに、関係者の方々の非常なるご熱心なご議論をいただいた上で、その資料の1ページ目、その次の下の2と書いてございますような取りまとめになったということが現在の合意点だと承知をしております。

具体的には、その紙の3の(1)にございますように、改めて申し上げるまでもなく、福祉センターについては保険局、私どものほうで今後2年間の利用状況あるいは収支状況などを踏まえて、関係者の方々のご意見を聞いた上で、その後の道行きについて分類を整理するという承知をしておりますし、私どもとしてはこういう形で取り組むべくというふうに思っております。

この点について2つございまして、1つは、その意味で手戻りしていただいて頭のページでございますが、「一般利用の状況あるいは収支の状況等」ということで、4施設につきまして実際に運営をお願いしております船員保険会のほうで、21年度の実績について一定のまとまりができたということでございますので、この場を借りてご報告を申し上げます。そのための資料を用意させていただいたのが1点目でございます。

それぞれ4施設について詳しくは申し上げませんが、率直に申し上げれば、多少4施設の間にそれぞれ状況が違っている。いろいろな状況の中で、それぞれがそれぞれの課題に取り組んで熱心に運営をしていただいているということ。総じて言えば、それぞれの関係者のお取り組みがあって、一生懸命努力が積み重ねられているところと承知しておりますけれども、特に利用率の中で、船員保険あるいは海事関係者の利用率というところについては一生懸命努力の過程であるというのが1つ。

また、一番右の当期純損益という形で書いてございます収支状況につきましても、それぞれの施設がそれぞれの状況を抱えておるという点。ただし、この収支状況につきましては、時間の関係もありますので細かい数字、計数処理についてははしょらせていただきたいと思いますが、欄外の注2にございますように、19年度からの年次推移を明らかにするために若干のベースをそろえるという会計処理をしております。いずれにいたしましても4施設それぞれがそれぞれの課題を抱えている。これについて、それぞれ2年後に向けて、ある程度実態が把握できた時点での中間報告として、きょう、このような形で用意をさせていただいた。これが1点でございます。

2点目は、今後ということにつきましては、いろいろな機会に申しておりますように、きょうお時間をいただいてご報告を申し上げているのは、「保険者としての協会けんぽの船員保険としての協議会」ということでございまして、このような施設のあり方、あるい

は今後、船員保険法あるいは船員保険制度について大きな課題が生じた場合においては、別途また保険局のほうで、従来の社会保険庁に設けられておりましたような「制度についての議論をする場」というものについて設けるべしというご指摘をこれまでもいただき、私どももそれは「内容に応じ、あるいはタイミングを見て」というふうに申し上げているところでございます。

そういう意味では、その点につきましては、引き続きそのような問題意識は持っているということはまず明確にさせていただいた上で、きょうの報告は保険者としての船員協議会の場をかりての中間報告だということを申し上げさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明いただいたことにつきまして、ご意見、ご質問ということなのですが、先ほど大内委員を遮りましたので、では、大内委員、どうぞ。

大内委員 今、ご説明の資料の1ページ、2ページの文書のほうについては、これはもう我々も承知をしております。

そこで、1枚目の表なんですけれども、先ほどご説明にもありましたけれども、船員の利用率についてということで、これは以前から利用率の算出について随分議論をした部分がございます。これをずっと見ていきますと、注1のところが、宿泊数と収容定員という形で利用率を算出されていると。これは、施設名のところの客室数は33だとか30だとかありますけれども、利用するということになると、例えば収容定員4名のところに家族2人で行ったときには、これは利用率が半分になっちゃうんですね、この計算でいくと。知らない人を2名追加して収容定員を満杯にしないと、利用率100%にならないんですよ、計算上は。そういうことでいうと、この表の利用率というのはそういう前提での計算で出ていると。

赤の他人と一緒に泊まると、こういうことは現代において全くナンセンスな話であって、例えば私が1人で泊まりに行っても1部屋確保しちゃうわけです。そうすると、これは利用率として出すときには100%で出さないと、利用率の数字を何か意図的に低く算出されているんじゃないのかと、こういう計算は一体どうなんだと。これは前のときにも大分論議をしたんですよね。そういう理解をしておいてよろしいんですか。

岩村委員長 では、保険課長、お願いします。

吉田保険課長（厚生労働省） 今、大内委員からご指摘いただいた事実関係については、私はそのとおりだと思っております。したがって、この利用率というものをどのような数字として受けとめるかという点については、今おっしゃったようなことを踏まえるべきという点において共通認識をしております。

ただ、一方でその絶対的な水準としてこれをどう見るかというご議論と、傾向として関係者のお取り組みを一定の指標の中でどのような形で推移しているかということを見ると、両方の要素がある際に、私どもとしては、これまでの指標も用いさせていただき継続

上、このような形で表記をさせていただき、ただし、今おっしゃったような、これまでにご議論があったということをお我々も承知をさせていただいておりますので、十分かどうかは別にして、注の1でこういう性格の数字だということを付記させていただいたということでございます。

ですから、本日このような形で出させていただいたデータも、このデータをしてどう評価するか、あるいはこれをどう見るかというのは、またいろいろとご議論があろうということは私どもも承知をしておりますけれども、きょうのところの資料は、事実関係としてこのような推移になっているということを報告させていただいたというふうにご理解いただければと思います。

ただ、重ねて前段に申し上げましたように、大内委員がおっしゃったようなこの利用率という数字が、今おっしゃっていただいたような性格のものであるということをおこの数字の背景にあるということは、私どもも共通認識をしております。

岩村委員長 ありがとうございます。

大内委員、どうぞ。

大内委員 数字というのはこういう形で出てしまいますと、これがもうもとになってひとり歩きをして、それに基づいてという話で、知らない人がやりますとそういうことになっちゃうんですよ。我々関係者だから、今みたいな共通理解が得られるけれども、そうじゃないところにいっちゃうとこの数字だけが歩いちゃうんですよ。

前回、この場で旧社会保険庁時代にこの問題をやったときに、両方の数字を出したんですよ。これだけじゃだめだと。だから、両方の数字を並列で書いて、じゃ、一体その利用率というのはどういう見方をするのが正しいのかと。現状に実態に合うような数字の算出というのは一体どっちのほうが良いのかというようなことで判断をしていかないと、誤った判断をしてしまう。

そういうことから、私はこういう算出の仕方というのは問題だと思っていますんでね。さっき私が申し上げたような算出根拠でもって数字を算出していただきたいと。このことだけは強く申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

岩村委員長 では、そういうご意見があったということで、議事の記録には残しておくということにさせていただきたいと思っております。

そのほか、いかがでございましょうか。

では、どうぞ。

大内委員 そういう意見があったということだけで済まされると、僕は困っちゃうんでね。ぜひそういうことで是正をしていただきたい、この数字は。

岩村委員長 じゃ、保険課長、お願いします。

吉田保険課長（厚生労働省） おっしゃるように、この「利用率」というのがどういう算出根拠かは改めて申し上げるまでもなく、おっしゃったとおりでございますし、それに

対してのご意見でございますから、私どもとしては船員保険会のほうにも改めてデータについての照会をし、おっしゃったような形での併記ができるかどうか、できるだけ併記をする方向で調整をさせていただき、可能な場合についてはこの資料に、今おっしゃったような形での数字の指標を可能な限り整理をして、改めて委員の皆様方にまたお届けするように事務局を通じて努力をさせていただきたいと思っております。

岩村委員長 よろしゅうございませうか。

大内委員 了解はしたくないけれども、しょうがないですよ。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでございませうか。

よろしゅうございませうか。

それでは、そのほかこの際ということで、何か委員の皆様の方からご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございませうか。

ございませうでするので、本日の船員保険協議会はこれで終了したいというふうに思っています。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

すみません、次回などの予定についてはどんなことなのかということだけ、ちょっと一言おっしゃっていただいたほうがいいのかと思っております。

高原理事 まず時期的には、できれば10月中に一度開かせていただければと思っております。少し前広に日程調整をさせていただきたいと思っております。

それから、次回につきましては、23年度の保険料率をどうするかについて意見交換をさせていただければと思っております。その際に、先ほど清水委員からお話ございましたような、中期的な財政の見通しというものがどの程度出せるかわかりませんが、できるだけそういうことも念頭に置いて、良い議論がしていただけるような資料の準備をさせていただきたいと思っております。

また、10月でしたら上半期がちょうど終わりますので、事業計画との関係で全体の事業がどんな状況で進んでいるかということのご報告などもあわせてさせていただいてはどうかと思っております。

岩村委員長 次回については、そういうふうな大体の時期と、それから内容ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、きょうもどうもお忙しいところ、ありがとうございます。